# 江戸川区販路拡大支援事業 Ｑ＆Ａ

## ＜　申 請　＞

**Ｑ１　何回でも申請できますか。**

Ａ１　本助成事業は、同一年度内での申請を１回までとし、最大３回までとさせていただいております。

Ｑ２　事業の概要がわかる書類とはどのようなものになりますか。

Ａ２　ホームページの作成・改修の場合
⇒新しく作成したHP内容を印刷したもの（3～4ｐ程度）
※改修の場合は、改修前のＨＰ内容も添付
企業紹介動画作成の場合
⇒作成した動画を記録した電子媒体（デジタルバーサタイルディスク等）
展示会等への出店の場合
⇒展示会等の事業内容のほか、小間料金及びスペースの詳細がわかる資料

Ｑ３　許認可の必要な事業は証明書等の写しの提出は必要でしょうか。

Ａ３　証明書等の写しの提出は不要ですが、事業内容によっては確認させていただく場合がございます。また、申請要件を満たしている場合でも、許認可のない事業を営んでいる場合は、助成対象とはなりません。

## ＜　対象事業・経費　＞

**Ｑ４　自社でホームページや企業紹介動画を作成する場合は、助成対象になりますか。**

Ａ４　本助成事業は、受発注の拡大を目的としており、外注によりホームページや企業紹介動画を作成する場合に限定させていただいております。

**Ｑ５　どのような展示会でも助成の対象になりますか。**

Ａ５　過去に本助成金を利用して出展したことのある展示会等への出展は助成対象とならない他、次に掲げる展示会等についても、助成対象外とさせていただいております。
(1) 産業ときめきフェアｉｎＥＤＯＧＡＷＡ
(2) 販売が主目的の展示会等
(3) 現に開催中の展示会等

**Ｑ６　消費税は対象になりますか**

Ａ６　消費税を含む間接経費（振込手数料、通信費、光熱費、サーバーの年間利用料金等）は対象外となります。

**Ｑ７　仲介事業者を通して発注したため、領収書の発行が制作会社と異なります**

**が助成対象経費になりますか。**

Ａ７　助成対象となるのは請求書及び領収書が制作会社から発行されているものに限ります。そのため、仲介事業者への支払いは手数料相当が計算可能かどうかに関わらず助成対象外となります。

**Ｑ８　ホームページの作成又は改修事業における「EC 又は多言語」とはどのような場合において申請が可能になりますか。**

Ａ８　ホームページの作成又は改修と合わせて、EC 機能（通販サイト・ネットショップ機能 等）の追加や自社ホームページの多言語化対応を行う場合の申請枠となります。自社ホームページ以外のネットショップ（楽天・Amazon など所謂ＥＣモールへの出店に過ぎないと判断できるもの）の構築については対象となりません。

**＜　その他　＞**

**Ｑ９　本助成事業は、どのような目的で実施するのですか。**

Ａ９　本助成事業は、区内の中小企業者が、受発注の拡大を目的とした事業を行うに当たり、必要な経費の一部を江戸川区販路拡大支援事業助成金として交付することにより、区内産業及びその製品、技術力等の普及促進及び販路拡大を図り、もって地域経済の活性化を推進することを目的としています。

**Ｑ10　ホームページや動画の作成は、どこに依頼すれば良いですか。**

Ａ10　外注先事業者の紹介は行っておりません。外注先事業者の選定は、制作実績などを確認のうえ慎重にお願いいたします。区内の事業者情報については、「【江戸川区公式】えどがわ産業ナビ」をご活用ください。
ＨＰ⇒https://edogawanavi.jp

**Ｑ11　いつまでに助成対象事業を完了し、交付申請をすればいいですか。**

Ａ11　令和７年度中（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）に完了した事業を助成対象とします。令和８年３月 31 日までに区での審査、手続きも終了する必要があることから、チェックシートにて申請書の提出締切を令和 8 年 3 月 6 日（金）としております。締切日を過ぎた場合は、助成金をお支払いできない場合がございます。下記を参考に、締切日までに申請を行うようお願いいたします。

【申請スケジュール】

・ホームページ作成・改修、企業紹介動画作成
　令和７年４月１日（火）以降に着手し、見積り～ホームページ完成～費用請求～支払いを令和８年３月６日（金）までに終えて交付申請。

・展示会出展

令和７年４月１日（火）～令和８年３月31日（火）に開催される展示会で、参加費用支払い～出展を終えてから交付申請。
（出展申し込みは令和７年４月１日以前でも可）
（開催期間が年度をまたぐ場合は、開催最終日が属する年度にて助成金申請）

Ｑ12　領収されたことがわかる書類とはどのようなものですか。

Ａ12　領収書（印紙が必要な場合は貼ってあるもの）、振込による支払いの場合は、振込明細等のお支払い状況のわかる書類を添付してください。

**Ｑ13　月末締め翌月払いの為、支払いが対象期間内に間に合いません。対象経費として計上できませんか。**

Ａ13　領収書等領収されたことが分かる書類の提出がなければ対象経費として認められません。また、クレジットカードの支払いの場合、利用明細の確認が必要となります。（分割払いの場合は交付申請時までに全額支払っていることがわかる利用明細の提出が必要です。）

（令和７年４月１日）